

がん登録事業の運営状況

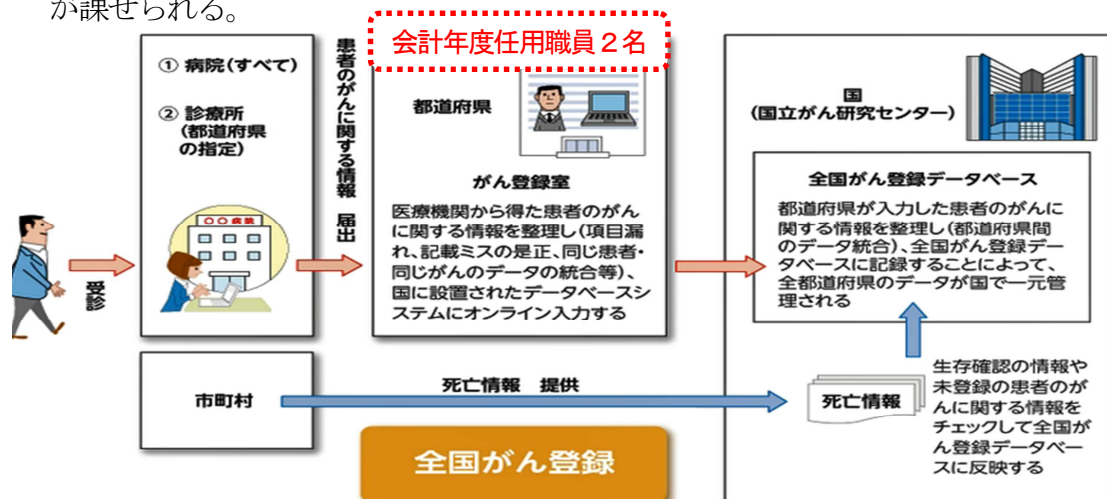
1 現状と課題

本県では、平成 23 年 8 月から地域がん登録を開始し、がんの罹患数・罹患率、罹患後の生存率等の分析を行ってきた。平成 28 年 1 月より、がん登録等の推進に関する法律(平成 25 年法律第 111 号、以下「法」という)に基づく全国がん登録が開始され、病院等から都道府県を通じて国立がん研究センターへ提出され、一元的に管理されることになった。

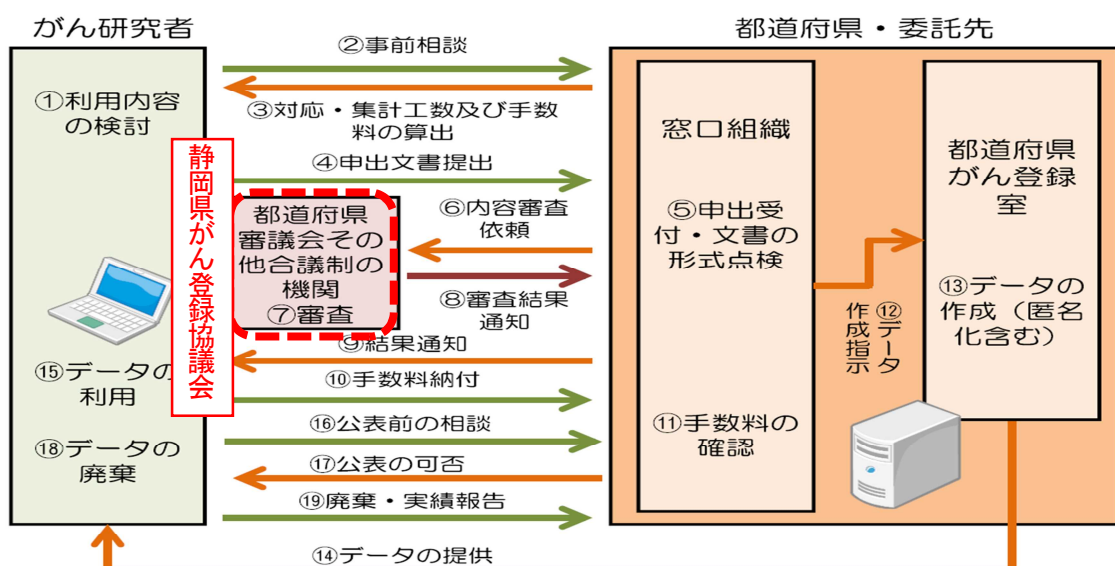
今後、がん登録情報の精度向上を図るとともに、その利活用について、がん登録によって得られる情報を、個人情報の保護に配慮しつつ提供する体制作りが必要である。

2 全国がん登録の届出

- ・国内でがんと診断された情報を国のデータベースで一元的に管理する。
- ・実施主体は国（国立がん研究センター）及び県（がん登録室）である。
- ・がん診療を行う全ての病院及び指定診療所(県内 10 機関 R6. 10. 1 時点)に届出義務が課せられる。



3 全国がん登録情報の利用・提供



4 静岡県がん登録協議会

法第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関として、静岡県がん登録協議会（以下「協議会」という。）を設置している。

(1) 協議会の所掌事務

設置要綱第2	協議会委員には、法律に定められた利用・提供の要件に適合するか意見照会する。
1 がん登録事業の運営に関わること	(1) 行政的利用 県(第18条)、市町(第19条)
2 がん登録データの利用及び提供に関わること	(2) 研究的利用 研究者等(第21条第8項(顕名)、第9項(匿名))
3 その他必要な事項	

※主な意見照会事項

区分	利用・提供の要件
県が資料等作成のため「がん登録データ」を利用する場合(法第18条第1項)	①がん患者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
県が調査研究者に「がん登録データ」を提供する場合(法第21条第8項)	①がん患者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと ②がん医療の質の向上 ③がんに係る調査研究の実績 ④漏えい防止等の措置 ⑤本人同意(患者が生存している場合のみ)

(2) 今後の協議会開催スケジュール

申出期間	協議会	結果通知
1月から4月	6月頃	7月頃
5月から8月	10月頃	11月頃
9月から12月	2月頃	3月頃

(参考)

がん登録等の推進に関する法律

(都道府県知事による利用等)

第十八条

- 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。